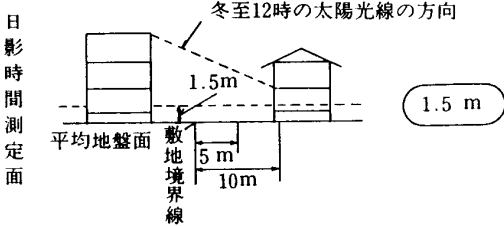
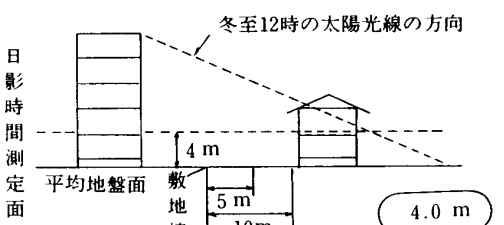


〔4〕 中高層建築物の日影規制

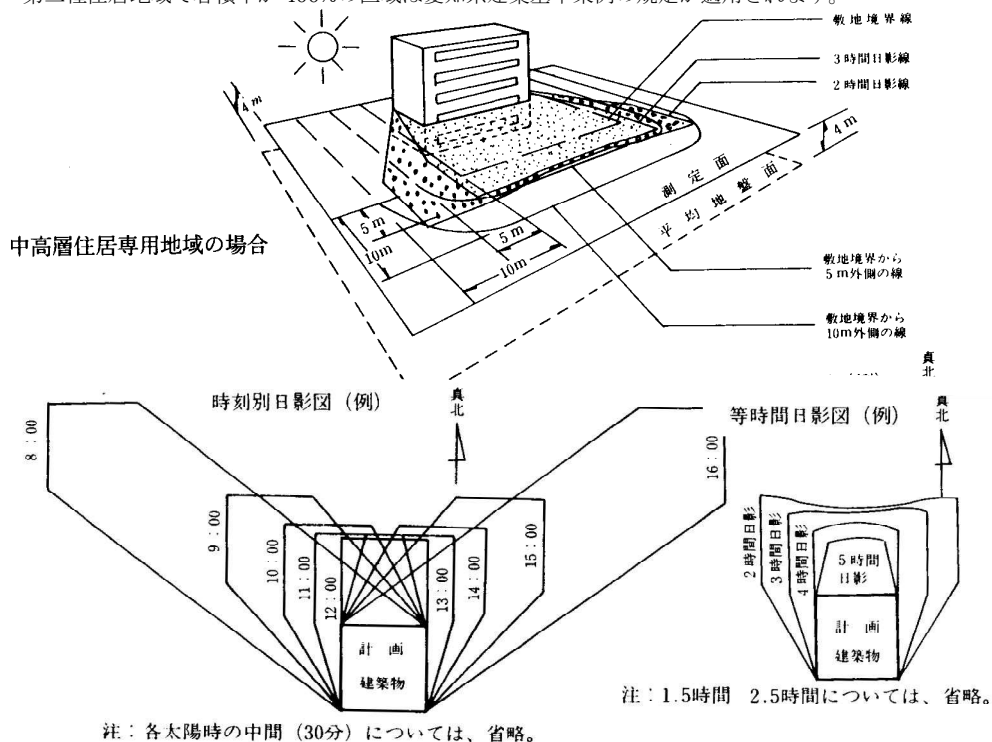
「日影による中高層建築物の高さの制限」は、住宅地における居住環境を保護するための公法上の規制であり、一定の地域において中高層建築物による一定時間以上の日影を一定範囲内におさめる必要があります。

名古屋市中高層建築物日影規制条例の概要

規制を受ける区	規制を受ける建築物	測定面（平均地盤面からの高さ）	規制を受ける日影時間		法別表 4 No
			境界線から 5m を超え、10m 以内の範囲における日影時間	境界線から 10m を超える範囲における日影時間	
第一種・第二種低層住居専用地	軒高が 7 m を超える建築物又は階数が 3 以上の建築物		冬至日において 午前 8 時～午後 4 時		(1)
			3 時間	2 時間	
			4 時間	2.5 時間	
第一種・第二種中高層住居専用地	高さ 10 m を超える建築物		3 時間	2 時間	(2)
第一種・第二種住居地域			4 時間	2.5 時間	
近隣商業地域（容積率が 400% 地域は除く） 準工業地域			5 時間	3 時間	

・市街化調整区域内は、容積率が 100% の区域は第一種・第二種低層住居専用地域と同様の規制を受け、容積率が 200% の区域は第一種・第二種・準住居地域と同様の規制を受けます。

・第二種住居地域で容積率が 400% の区域は愛知県建築基準条例の規定が適用されます。



詳しくはこちらをご覧ください。

名古屋市 日影規制

検索

「名古屋市中高層建築物日影規制条例」

(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/jourei/1034913/1007944/1007953.html>)